

サッカー等スタジアム整備検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 サッカー等スタジアムの整備に係る基本的な事項等について協議するため、サッカー等スタジアム整備検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) サッカー等スタジアム整備に係る基本的な事項に関すること
- (2) その他サッカー等スタジアム整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係団体等を代表する者 10人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内

3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長等の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、観光交流局スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、観光交流局スポーツ課において処理する。